

令和 2 年 1 月 6 日

金融庁監督局総務課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見について

今般、標記改定案（令和元年 12 月 2 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

第三者提供業務に係る「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	Ⅲ－３－３－３－２（２）④イ	金融機関においてはこれまでも、個人情報保護法及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインを踏まえた対応を行ってきたものと認識している。本改正により、同様の取組みを行う他業種の事業者と比し過剰な規制となることがないよう、指針の運用にあたってはご留意賜りたい。
2	Ⅲ－３－３－３－２（２）④二	Ⅲ－３－３－３－２（２）④二は、個人情報保護法や金融分野ガイドラインにおいて同一の定めはないものの、銀行については、優越的地位の濫用や利益相反が既に銀行法（銀行法第13条の3、13条の2第1項）において規律されているところ、本規定は、当該趣旨を踏まえた具体的な留意点を確認的に定めるものであり、銀行法第13条の3および13条の2第1項で従来から求められている内容を加重するものではないとの理解で良いか。
3	Ⅲ－３－３－３－２（２）④イ～ハ	個人データの取扱は、個人情報保護法や金融分野ガイドラインにおいて既に規律されているところ、今回の監督指針に個人データの第三者提供に関する定めを置く趣旨は、近年の情報通信技術の飛躍的な発展や本年5月の銀行法等改正（第三者提供業務を付随業務に追加）等を踏まえ、今後、金融機関による新たな形態での個人データの第三者提供が普及することが予想されることから、金融分野ガイドライン等の規定の趣旨をより明確化するために改正を行うものであるとの理解で良いか。

以上